

香料の成分表示や法規制の検討等を求める意見書（案）

化学物質過敏症が 2009 年に病名リストに追加され、保険適用となって以降、病名は社会的認知がされてきたが、その病状に対する理解はいまだ不十分な状況にある。最近では、家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料の成分に起因し、頭痛、吐き気等の健康被害を訴える人が増えている。自分自身が使わなくても、他人が使っているものに反応し、学校や職場に行けなくなるなど状況は深刻である。

日本消費者連盟が事務局を務める「香害をなくす連絡会」が 2019 年 12 月から 2020 年 3 月まで「香りについてのアンケート」を実施し、9000 名以上の方から回答を寄せられ、7000 名以上の方が香り付き製品により健康被害を訴えていることが分かった。

国は、まずは香料の健康影響に関する実態を調査し、香料の規制に向けての研究を早急に進めるべきである。また、保育園や病院、福祉施設、学校等、化学物質の影響を受けやすい方が、長時間を過ごす施設において、香料に暴露して健康を害されることがないように、今すぐにできる対策を行い、これ以上の被害者を出さない取組が必要である。

よって、国においては、以下の事項を強く推進するよう要望する。

記

- 1 香料暴露による健康被害の実態調査や研究を行い、香料の成分表示の義務付けや法的規制について検討すること。
- 2 香料の成分に起因し、健康被害が発生して苦しんでいる人がいることの周知徹底と香料自粛の啓発を行うこと。
- 3 国民生活センターに専門窓口を設置するとともに、都道府県においても相談窓口を設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子

多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

環境大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）